

新型コロナウイルス感染症の影響により保険料(税)の納付が困難な人へ

●問い合わせ先

介護保険料について

高齢者支援課

介護保険班

☎(248)1102

後期高齢者医療保険料について

保険年金課

保険年金班

☎(248)1275

国民健康保険税について

税務課

市税班

☎(248)1114



要件	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が次の要件を満たすときは、保険料(税)が減免される場合があります。</p> <p>①新型コロナウイルス感染症により、死亡し、または重篤な傷病を負った場合</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入(以下「事業収入等」という)の減収が見込まれ次の(1)～(3)の全てに該当する場合</p> <p>(1)事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償などにより補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の10分の3以上であること。</p> <p>(2)前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。</p> <p>(3)減少されることが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</p> <p>※介護保険料については(1)・(3)に該当する第一号被保険者(65歳以上)の人が対象となります</p> <p>※前年度以前に減免申請書を提出した人も再度申請が必要です</p>
対象となる保険料(税)	<p>①の場合 全額免除</p> <p>②の場合 (介護保険料)</p> <p>表1の減免対象保険料に表2の減免割合をかけた金額 (国民健康保険税・後期高齢者医療保険料)</p> <p>表3の減免対象保険料(税)に表4の減免割合をかけた金額</p>
減免額	<p>令和4年度分の保険料(税)で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収 令和4年4月1日から令和5年3月31日に納期限が到来するもの ・特別徴収 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに特別徴収対象者の年金給付の支払い日が設定されているもの
申請方法	<p>収入を証明する書類などが必要になりますので詳しくはお問い合わせください。</p> <p>※担当課から送付する保険料(税)決定通知書が手元に届いてからの申請となります</p>
申請期限	令和5年3月31日(金)

介護保険料

表1

減免対象保険料額=A×B/C
A 当該第一号被保険者の保険料額
B 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

表2

前年の合計所得金額	減額または免除の割合(D)
210万円以下であるとき	全部
210万円を超えるとき	10分の8

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

表3

減免対象保険料(税)額=A×B/C
A 世帯の被保険者全員について算定した保険料(税)額
B 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額(減少が見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者および当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

表4

前年の合計所得金額	減額または免除の割合(D)
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

減免額の計算式(介護保険料、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料ともに共通)

対象保険料(税)額 (A×B/C)	×	減額または免除の割合 D	=	保険料(税)減免額
----------------------	---	-----------------	---	-----------

新型コロナワクチン接種情報

●問い合わせ先 市新型コロナワクチン接種コールセンター ☎(321)6547



市ホームページ



市LINE

※予約に関する案内などを市LINEでお知らせしていますので、事前の登録をおすすめします

追加接種(3回目接種)について

現在本市では、2回目接種終了日から原則6カ月以上経過する12歳以上の人を対象に、3回目接種の接種券をお送りしています。

接種を希望する人は、同封のチラシで予約方法などを確認してください。

ワクチンの種類

①18歳以上…ファイザー社製またはモデルナ社製(接種時期などにより、取り扱うワクチンの種類が限定される場合があります)

②12歳～17歳…ファイザー社製

2回目接種後に本市へ転入した人へ

2回目のワクチン接種後に転入した人は、3回目の接種券を発行するためには申請が必要です。

接種を希望する人は接種券発行申請書を提出してください。様式は市ホームページまたは市新型コロナワクチン接種コールセンターで配布しています。詳しくは市ホームページをご確認ください。

※すでに申請書を提出し、2回目接種から6カ月以上経過している人で接種券が届いていない場合は、コールセンターへご連絡ください

小児接種(5歳から11歳)について

現在本市では、5歳から11歳までを対象に小児向け新型コロナワクチン接種の接種券をお送りしています。接種を希望する場合は、同封のチラシで予約方法などを確認してください。

令和4年3月以降に新たに5歳になる人は、誕生日経過後に接種券を発送します。

※ワクチン接種は任意であり、強制ではありませんので、接種を受けるかお子さんと一緒に検討してください。また、周りの人に接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしたりすることがないようにしてください

県民広域接種センターでもワクチン接種(3回目)ができます。夜間や休日の接種を希望する人は、ぜひ活用してください。

新型コロナワクチンが接種できます。県民広域接種センター

インターネット予約受付中 熊本県

[期間] 2月14日(月)～5月22日(日)

[会場] グランメッセ熊本

[対象] 3回目の接種券をお持ちの18歳以上の人

[ワクチン] 武田/モデルナ社製

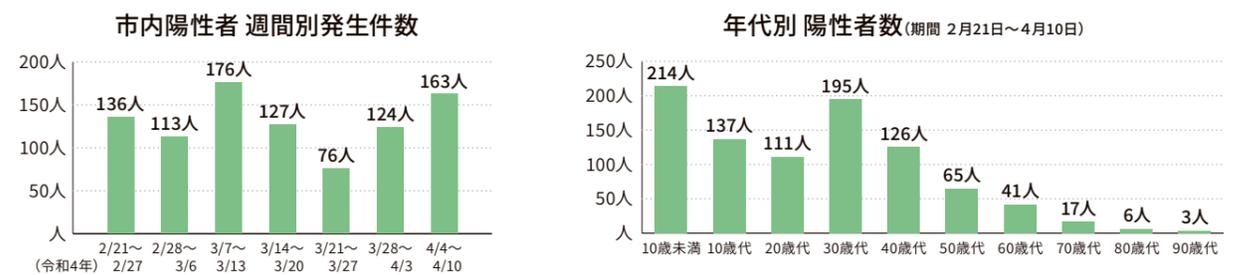
©2019熊本県くまモン

平日 18:00～21:00 開設時間 土・日・祝日 12:00～18:00

新型コロナウイルス感染症情報

●問い合わせ先 健康づくり推進課(ヴィーブル内) ☎(248)1173

市の新型コロナウイルス感染症情報をお知らせします。(県公表オープンデータより)



全国をはじめ本市においても依然として新型コロナウイルスの感染者が発生している状況が続いています。引き続き、正しいマスク着用(鼻と口の両方を確実に覆う)や手洗いなどの基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

●新型コロナウイルス感染症に関する相談先 熊本県新型コロナウイルス感染症専用窓口 ☎(300)5909